

# 令和8年度

## 償却資産（固定資産税）申告の手引き

### 鉾田市

市税につきましては、平素から格別のご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、固定資産税は、土地・家屋のほか、償却資産についても課税されます。償却資産の所有者は、地方税法第383条の規定により、毎年1月1日（賦課期日）現在、鉾田市内に所有している償却資産の状況を、市へ申告していただくことになっています。

つきましては、この『申告の手引き』をご参照の上、申告書を作成し、期限までに必ず提出（郵送可）してくださるようお願いします。

#### 申告書提出期限 令和8年2月2日（月）

- ※ 期限間近になると窓口の混雑が予想されますので **1月23日（金）** までにご提出くださいますようご協力をお願いいたします。
- ※ 窓口混雑緩和のため、可能な限り郵送または電子申告(eLTAX)による申告にご協力をお願いいたします。

郵送で提出される方で、**申告書控用紙（受付印を押したもの）の返送が必要な場合は、申告書提出用紙と控用紙を別々に綴じた上で、切手を貼った返信用封筒を同封してください。** 同封の無い場合は返送いたします。また、申告期限間近になると、申告書の提出が殺到しますので、返送にお時間をいただく場合があります。

申請書提出先 及び 問い合わせ先	鉾田市役所 総務部 税務課 固定資産税係 〒311-1592 茨城県鉾田市鉾田 1444-1 TEL 0291-36-7454（直通） 開庁時間 8:30～17:15（土日祝日を除く）
------------------------	---

# 《 目 次 》

I 債却資産のあらまし	1
1 債却資産とは	1
2 債却資産の種類と具体例	1
3 業種別の主な債却資産	2
4 申告の対象とならない資産	4
5 国税との主な違い	4
6 少額資産の取扱い	5
7 リース資産の取扱い	5
8 建物附属設備にかかる債却資産と家屋との区分	6
9 申告間違いが多い資産	7
II 固定資産税（債却資産）の課税について	9
1 納税義務者	9
2 税額	9
3 課税標準額及び税率	9
4 課税標準額・税額の求め方	9
5 免税点	11
6 過年度更正	11
7 納期限	11
8 課税台帳の閲覧	12
9 実地調査協力のお願い	12
10 非課税、課税標準の特例について	12
11 減免	14
12 再生可能エネルギー発電設備（太陽光発電設備等）の取り扱いについて	14
13 生産性向上特別措置法による債却資産の課税標準の特例について	15
III 債却資産の申告について	17
1 申告していただく方	17
2 申告の方法と提出書類	17
3 電算処理により、申告される場合	18
4 電子申告（eLTAX）について	18
5 個人番号又は法人番号の記載について	18
6 提出方法	19
7 申告に際しての注意事項	19
8 債却資産申告に関するQ&A	20
9 申告書の記載例	22

# I 債却資産のあらまし

## 1 債却資産とは

固定資産税の課税対象となる債却資産とは、毎年1月1日現在に所有する土地及び家屋以外の「事業の用に供することができる資産」で、その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要な経費に算入されるもの(これに類する資産で法人税又は所得税を課されない者が所有するものを含む。)をいいます。

なお、「事業の用に供する」とは、必ずしも所有者がその債却資産を自己の営む事業のために使用する場合だけではなく、事業として他人に貸し付ける場合等においても、債却資産に該当することとなります。

また、次のような資産も事業の用に供することができる資産であれば申告が必要です。

- (1) 簿外資産(会社の帳簿に記載されていない資産)
- (2) 耐用年数を経過した資産(償却済みの資産)
- (3) 建設仮勘定で経理されている資産
- (4) 遊休資産・未稼働資産
- (5) 赤字決算等の理由で減価償却を行っていない資産

## 2 債却資産の種類と具体例

次の表に示されている資産はごく一部のため、表にないものについては、これらの資産を参考に判断してください。

資産の種類		具体例
1 構築物	構築物	舗装路面、橋、ネットフェンス、駐車場(周壁がないもの)、門、塀、庭園、緑化施設、排水溝、看板、ビニールハウス、カーポート、下水道接続工事
	建物	①プレハブ等の建物で、基礎がないもの又は基礎がブロックの単体・木杭等で簡易な建物 ②建築設備のうちで債却資産として扱うもの(「8 建物附属設備にかかる債却資産と家屋との区分」P.5 参照) ③テナント(賃借人)の方が貸ビル・貸店舗等に取り付けた建物附属設備・内部造作等で、テナントの方に所有権が留保されているもの
	建物附属設備	
2	機械及び装置	金属・印刷等の製造加工機械、土木建設機械(パワーショベル・ブルドーザー)・工作機械・木工機械等の各種産業機械、機械式駐車設備、耕運機などの農機具(車両を除く)、太陽光発電設備
3	船舶	モーターボート、ヨット、ボート、遊覧船、漁船、作業船、一般船舶
4	航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダー
5	車両及び運搬具	大型特殊自動車(ナンバープレートの分類番号が「0 及び 00~09、000~099、9 及び 90~99、900~999」のもの)、その他運搬車 ※ 自動車税・軽自動車税の対象となるものは除きます。
6	工具、器具及び備品	机、椅子、ルームエアコン、冷蔵庫、自動販売機、ファクシミリ、陳列ケース、パソコン、LAN 配線、ロッカー、金庫、コピー機、医療機器、理・美容機器、各種工具、その他営業用備品

### 3 業種別の主な償却資産

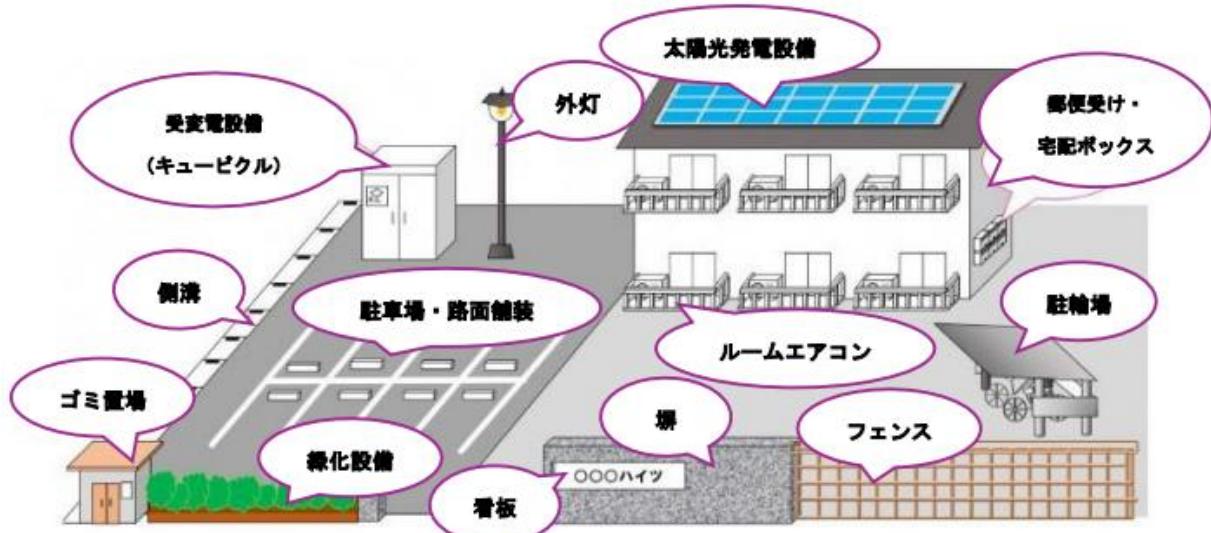
業種別の主な償却資産を例示しますと、次のようになります。

業種	具体例
共 通	看板、エアコン、パソコン、LAN 設備、応接セット、福利厚生施設(寮、娯楽施設等)の構築物・器具備品、内装・内部製作(テナントの場合)等
不動産貸付業	駐車場舗装、浄化槽、緑化施設、擁壁、フェンス、自転車置場、屋外給排水・電気設備、エレベーター用受変電設備(キュービクル)、地ならし等の土地の造成又は改良のために要した費用(税務会計上構築物としているもの)、下水道接続工事等
農 業	農業用建物(ビニールハウス、倉庫、温室、堆肥舎等で土地に定着しておらず建物として評価されていないもの)、各種農機具(管理機、耕運機、乾燥機、脱穀機、粉碎機等、ただし軽自動車税の課税客体は除く)、畦、かん水設備等
漁 業	漁船、船外機、GPS、魚群探知機、巻き上げ機、漁網、いけす等
建 設 業	大型特殊自動車(ブルドーザー、パワーショベル、フォークリフト等)、コンクリートカッター、破碎機、ミキサー、測量機器、発電機等
製 造 業	食料品製造設備、金属製品製造設備、旋盤、ボール盤、梱包機、特定の生産・業務用設備のための電気・ガス・空調設備等
小 売 業	冷蔵庫、冷凍庫、レジスター、自動販売機、陳列ケース、陳列棚、陳列台、日よけ等
飲 食 業	厨房設備、冷蔵庫、冷凍庫、製氷機、放送設備、カラオケセット、テレビ、レジスター、テーブル、イス、日よけ等
娛 樂 業	パチンコ台、パチスロ台、ゲーム機、両替機、玉貸機、カード発行機、島台、店内放送設備、防犯監視設備等
医 業・歯 業	各種医療機器(X線装置、CT装置、MRI装置、心電計、血圧計、医療用ベッド、手術台、分娩台、歯科診療ユニット等)、キャビネット、厨房設備等
理容・美容業	理容・美容椅子、洗面設備、タオル蒸器、消毒殺菌機、ペーマ器、ドライヤー、サインポール、テレビ等
クリーニング業	洗濯機、脱水機、ドライ機、プレス、ビニール包装設備、ボイラー、スリープ等
ガソリン販売業	ガソリン計量機、独立キャノピー、地下タンク、洗車機、カーワッシャー等
自動車整備業	プレス、オートリフト、オイルチェンジャー、コンプレッサー、ジャッキ、チェンブロック、測定・検査工具、ホーニング、溶接機等
宿 泊 業	ルームインジケータ設備、調光設備、放送設備、洗濯設備、カラオケセット、カーテン、テレビ、ベッド、冷蔵庫等
ゴルフ練習場	ネット設備、芝刈機、ボール洗浄機、ボール自動貸出機、照明設備等
精 米 業	精米機、調質装置、混米機等

※ 事業者が個人でも申告対象となります。

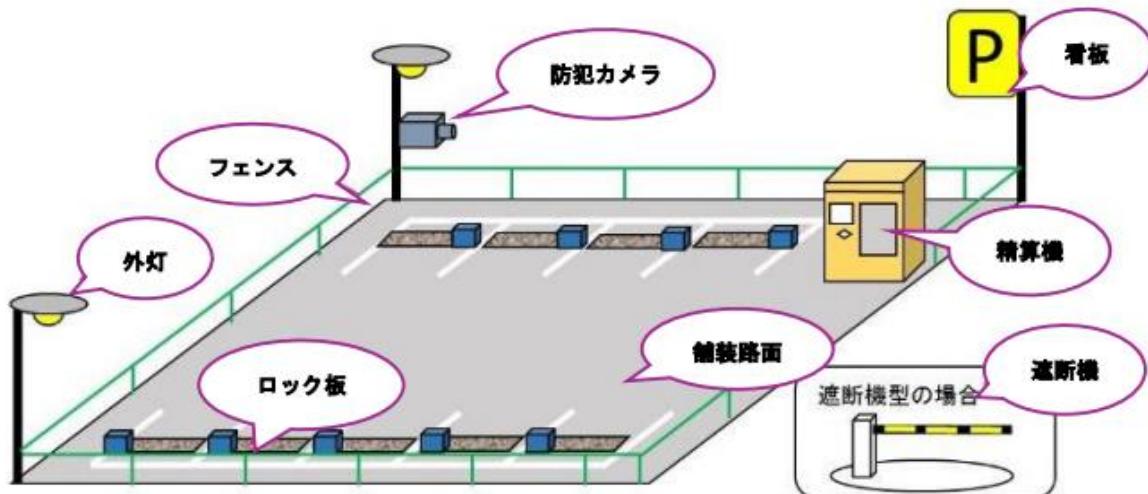
◆ 賃貸共同住宅の主な償却資産

※ 代表的なものの例示ですので、これら以外の資産も申告の対象となる場合があります。



その他…LAN配線設備、看板、監視カメラ、駐車場機械設備など

◆ 貸駐車場の主な償却資産



#### 4 申告の対象とならない資産

- (1) 自動車税・軽自動車税の課税対象となるもの(小型特殊自動車に分類されるフォークリフト等)
- (2) 生物(観賞用・興行用生物を除く)
- (3) 無形減価償却資産(商標権、営業権、ソフトウェア等)
- (4) 耐用年数が1年に満たないもの(使用可能期間が1年未満のもの)
- (5) 繰延資産(開業費・試験研究費等)
- (6) 棚卸資産(貯蔵品・商品等)
- (7) 美術品等で取得価額が1点 100 万円以上であるもの(ただし、時の経過によりその価値が減少することが明らかなものを除く)

#### 5 国税との主な違い

項目	地方税の取扱い (固定資産税(償却資産))	国税の取扱い (法人税・所得税)
償却計算の期間	暦年(賦課期日制度)	事業年度(決算期)
減価償却の方法	定率法のみ  ※減価率は、固定資産評価基準別表 第 15「耐用年数に応ずる減価率表」に 規定  ※法人税法等の「旧定率法」で使用す る償却率と同様	【平成 19 年 3 月 31 日以前取得】 旧定率法、旧定額法の選択制 (建物については旧定額法)  【平成 19 年 4 月 1 日以後取得】 定率法、定額法の選択制 (建物については定額法)  ※平成 28 年 4 月 1 日以降取得の建 物付属設備・構築物は定額法のみ
前年中の新規取得資産	半年償却(1/2)	月割償却
圧縮記帳 <small>(注 1)</small>	認められません (圧縮前の取得価額で申告)	認められます
特別償却・割増償却	認められません	認められます(租税特別措置法)
増加償却 <small>(注 2)</small>	認められます	認められます(所得税法・法人税法)
評価額の最低限度	取得価額の 100 分の 5	備忘価額(1 円) まで
改良費 (資本的支出)	区分評価(改良を加えられた資産と改 良費を区分して評価)	原則区分評価
中小企業等の少額償却 資産の取得価額の損金 算入の特例	認められません	認められます

(注1) 圧縮記帳の制度は認められていませんので、国庫補助金で取得した資産等で取得価額の圧縮を行つ  
たものについては、圧縮前の取得価額としてください。

(注2) 増加償却又は陳腐化資産の一時償却所得税法若しくは法人税法の規定による増加償却又は陳腐化  
償却の一時償却を行つた資産については、償却資産の評価上控除額の加算を行います。

なお、増加償却の場合は税務署長への届出書の写しを、陳腐化償却の一時償却の場合は国税局長  
の承認通知書の写しを申告書に添付してください。

## 6 少額資産の取扱い

償却資産において申告の対象から除外する、いわゆる「少額資産」については、地方税法の規定により、取得価額 10 万円未満の資産のうち一時に損金算入したもの又は取得価額 20 万円未満の資産のうち 3 年で一括償却したもの及びリース資産で取得価額 20 万円未満のもののみをいいます。

このことから、租税特別措置法を適用して損金算入した資産については、償却資産の申告の対象となります。取得価額が同じでも、償却資産の申告が必要かどうかについては、償却方法の選択によって異なります。

下の表で○のついた資産は、申告が必要となりますのでご注意ください。

償却方法 取得価額	10 万円未満	10 万円以上 20 万円未満	20 万円以上 30 万円未満	30 万円以上
個別減価償却資産	○	○	○	○
中小企業の償却資産特例 租税特別措置法第 28 条の 2、第 67 条の 5 旧租税特別措置法第 67 条の 8 ほか	○  (注 1)	○	○	
一時損金算入 法人税法施行令第 133 条 所得税法施行令第 138 条	×			
3 年一括償却 法人税法施行令第 133 条の 2 第 1 項 所得税法施行令第 139 条第 1 項	×	×		
リース資産(ファイナンス・リース) 法人税法第 64 条の 2 第 1 項 所得税法第 67 条の 2 第 1 項	×	×	○	○

(注 1) 中小企業特例を適用できるのは、平成 15 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までに取得した資産です。ただし、取得価額が 10 万円未満で中小企業特例を適用できるのは、平成 15 年 4 月 1 日から平成 18 年 3 月 31 日までに取得した資産となります。

## 7 リース資産の取扱い

原則として、リース会社等(貸主)が納税義務者となりますが、契約の内容によっては異なる場合がありますのでご注意ください。

リース契約内容	申告する人
通常の賃貸借契約によるリース (所有権移転外ファイナンスリース等)	貸主
売買にあたるようなリース (所有権留保付売買として扱うリース等)	借主

※ 平成 20 年 4 月 1 日以降に締結された「所有権移転外ファイナンスリース取引」については、所得税・法人税法における所得の計算上、売買取引として取り扱われることとなりましたが、固定資産税(償却資産)においては、従前のとおり所有者であるリース会社等(貸主)が申告する必要があります。

※ 所有権移転外ファイナンスリース取引の賃貸人が所有するリース資産で、取得価額が 20 万円未満のものは申告対象になりません。

## 8 建物附属設備にかかる償却資産と家屋との区分

家屋(建物)には、電気設備、衛生設備、空調設備、運搬設備等の建築設備が取り付けられていますが、家屋の評価に含まれないものは、償却資産として取扱いますので漏れなく申告してください。

### 家屋として取り扱うもの

- ・家屋の所有者が所有する建築設備で、「家屋と構造上一体」となり「その家屋の効用を高めるもの」

### 償却資産として取り扱うもの

- ・構造的に家屋と一体でないもの(屋外給水塔、独立煙突、簡単に取り外して移動できるもの等)
- ・独立した機械・装置としての性格が強いもの(受変電設備、電話交換機等)
- ・工場等における特定の生産または業務の用に供されるもの(電気設備、ガス設備等)
- ・サービス設備としての性格が強いもの(ホテル・病院等の厨房設備、洗濯設備等)

### <家屋と償却資産の区分>

- ・一般的な区分の例示であり、必ずしもこの例示によらない場合もあります。
- ・「家屋に含めるもの」については、「家屋に取り付けられ、家屋と構造上一体となって」いることに特に留意を要します。

設備の種類	償却資産とするもの	家屋に含めるもの
発変電設備	自家用発電設備・受変電設備	
動力配線配管設備	特定の生産又は業務用設備	左記以外のもの
電灯照明設備	ネオンサイン、投光器、スポットライト、家屋と分離している屋外照明設備	屋内照明設備、分電盤及び分電盤から内側の配線・配管
電話設備	電話機、交換機等の装置・器具類	配線等
電気時計設備	時計、配電盤等の装置・器具類	
消火装置	消火栓設備のホース、消火器	消火栓設備、スプリンクラー
中央監視制御装置	中央監視制御装置	
避雷設備、換気設備、衛生設備		設備一式
し尿浄化槽設備	右記以外の設備	家屋と一体となっている設備
ガス設備、給排水設備	特定の生産又は業務用設備、屋外設備	左記以外の設備
冷暖房設備(エアコン)	ルームエアコンのように取り外しが可能なもの	家屋と一体となっているエアコン
厨房設備、洗濯設備	接客の求めに応じる(百貨店、旅館、飲食店、病院等)サービス設備	サービス設備以外の設備
運搬設備	工場用ベルトコンベア、垂直型連続運搬装置	エレベーター、リフト、エスカレーター設備
間仕切	つい立て程度のもの	容易に取り外せないもの

※ テナントビルに入居している事業者(賃借人)の方が貸ビル・貸店舗等に取り付けた建物附属設備・内部造作等で、賃借人に所有権が留保されているものは、賃借人が償却資産として申告してください。

## 9 申告間違いが多い資産

申告対象外の資産が申告されている事例が見られます。以下の資産にご注意ください。

### (1) 特殊自動車

特殊自動車には①小型特殊自動車と②大型特殊自動車がありますが、②大型特殊自動車が固定資産税(償却資産)の対象です。また、規格は⑦農耕作業用と①その他に分類されます。

分類	対象となる税金
① 小型特殊自動車	軽自動車税
② 大型特殊自動車(⑦、①参照)	固定資産税(償却資産)

下表の規格が大型特殊自動車になります。小型特殊自動車を誤って申告しないようご注意ください。

#### ⑦農耕用作業車

農耕作業用の大型特殊自動車の規格			
長さ、幅、高さ	制限なし		
最高速度	時速35kmを超える		
排気量	制限なし		
農耕作業用の例(乗用のもの)			
農耕トラクター、農業用薬剤散布車、刈取脱穀作業車(コンバイン)、田植機及び国土交通大臣の指定する農耕作業用自動車 ※ 付属品(アタッチメント)を含みます。			

※ 手押しの作業機械(耕運機、田植え機、運搬機等)は償却資産の申告が必要です。

#### ①その他(一般用・建設用)

その他(一般用・建設用)の大型特殊自動車の規格			
長さ	4.7mを超える		
幅	1.7mを超える		
高さ	2.8mを超える		
最高速度	時速15kmを超える		
排気量	制限なし		
その他(一般用・建設用)の大型特殊自動車の例			
ショベル・ローダ、タイヤ・ローラ、ロード・ローラ、グレーダ、ロード・スタビライザ、スクレーパ、ロータリ除雪自動車、アスファルト・フィニッシャ、タイヤ・ドーザ、モータ・スイーパ、ダンパ、ホイール・ハンマ、ホイール・ブレーカ、フォーク・リフト、フォーク・ローダ、ホイール・クレーン、ストラドル・キャリヤ、ターレット式構内運搬自動車、自動車の車台が屈折して操向する構造の自動車、国土交通大臣の指定する構造のカタピラを有する自動車及び国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車			
※ 林野作業車、原野作業車、ホイール・キャリヤ及び草刈作業車も含みます。			
※ ショベル・ローダは、ショベルカー、バックホー、油圧ショベル、エンボ等を含みます。			
※ 規格が1つでも該当する場合は大型特殊自動車のため、償却資産の申告が必要です。			

ナンバープレートの有無、公道走行の有無に関わらず、速度と大きさで判断します。

(2) エアコン

形式	特徴	申告の有無
天井埋め込み型 (ビルトインエアコン) 	家屋と構造上一体となっている	家屋評価のため申告は不要です。 ただし、 <u>テナントが設置した場合は申告が必要となります。</u>
壁掛け型、据え置き型、天吊り型 	取付け・取外しが容易	<u>申告が必要です。</u>

(3) 太陽光発電

区分	発電出力 10kW未満	発電出力 10kW以上
個人住宅用 	申告は不要です。 ただし、全量売電目的の場合は、申告が必要となります。(※)	<u>申告が必要です。(※)</u> ただし、電力会社への売電を一切行っていない場合は、申告不要です。
事業用 	<u>申告が必要です。(※)</u> 個人・法人ともに、売電等の事業の用に供している資産(工場、店舗、アパート等で使用する電気の発電設備も含む)の場合は、発電出力に関係なく、申告が必要となります。	

(※) 屋根材一体型(太陽光パネルぶき)の場合、家屋として評価されるため、償却資産の申告対象外となります。

租税特別措置法(グリーン投資減税等)に基づいて即時償却を行った資産も償却資産の申告対象となります。耐用年数は通常の耐用年数で申告をしてください。

## II 固定資産税(償却資産)の課税について

### 1 納税義務者

令和8年1月1日現在の償却資産の所有者(償却資産を賃貸している場合も含む)です。

### 2 税額

課税標準額 (1,000円未満切捨て)	×	税率 1.4 / 100	=	税額 (100円未満切捨て)
------------------------	---	-----------------	---	-------------------

※ 課税標準額が150万円未満の場合は、課税されませんが、申告は必要となります。

### 3 課税標準額及び税率

課税標準額は、令和8年1月1日現在の評価額の合計で、税率は1.4 / 100です。

### 4 課税標準額・税額の求め方

資産の取得年	評価額
前年中に取得した資産	取得価額 × (1 - r × $\frac{1}{2}$ ) 小数点第3位未満切捨て
前年前に取得した資産	前年度評価額 × (1 - r)

※ r ……耐用年数に応じた減価率(下表)

- 初年度の評価額は、取得月にかかわらず半年分の減価があつたものとして算出します。
- 評価額の最低限度は、取得価額の5 / 100です。

減価残存率表 …… 固定資産評価基準 別表第15 耐用年数に応ずる減価率表 抜粋

耐用年数	減価率	減価残存率		耐用年数	減価率	減価残存率		耐用年数	減価率	減価残存率	
		前年中取得	前年前取得			前年中取得	前年前取得			前年中取得	前年前取得
		r	1-r/2	1-r	r	1-r/2	1-r	r	1-r/2	1-r	r
—	—	—	—	11	0.189	0.905	0.811	21	0.104	0.948	0.896
2	0.684	0.658	0.316	12	0.175	0.912	0.825	22	0.099	0.950	0.901
3	0.536	0.732	0.464	13	0.162	0.919	0.838	23	0.095	0.952	0.905
4	0.438	0.781	0.562	14	0.152	0.924	0.848	24	0.092	0.954	0.908
5	0.369	0.815	0.631	15	0.142	0.929	0.858	25	0.088	0.956	0.912
6	0.319	0.840	0.681	16	0.134	0.933	0.866	30	0.074	0.963	0.926
7	0.280	0.860	0.720	17	0.127	0.936	0.873	35	0.064	0.968	0.936
8	0.250	0.875	0.750	18	0.120	0.940	0.880	40	0.056	0.972	0.944
9	0.226	0.887	0.774	19	0.114	0.943	0.886	45	0.050	0.975	0.950
10	0.206	0.897	0.794	20	0.109	0.945	0.891	50	0.045	0.977	0.955

※ 「固定資産評価基準」とは、地方税法第388条に基づく総務大臣の告示です。

※ 耐用年数は「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」別表1、2及び5、6が適用されますが、例外として次の耐用年数も適用されます。

- ① 中古見積耐用年数 … 同省令第3条の規定により見積もった耐用年数
- ② 短縮耐用年数 … 法人税法施行令第57条の規定により耐用年数の短縮について、国税局長の承認を受けたときは当該耐用年数

### 《主な償却資産の耐用年数》

#### 〈建物附属設備〉

用途	細目	耐用年数
電気設備	蓄電池電源設備	6
	その他のもの	15
給排水・衛生設備、ガス設備		15

#### 〈工具〉

用途	細目	耐用年数
測定工具、検査工具		5
治具、取付工具		3
切削工具		2
型(型枠を含む) 鍛圧工具 打抜工具	プレスその他の金属加工用金型、合成樹脂、ゴム・ガラス成型用金型、鋳造用型	2
	その他のもの	3

#### 〈構築物〉

用途	細目	耐用年数
舗装道路 舗装路面	コンクリート敷、ブロック敷、れんが敷、石敷	15
	アスファルト敷	10
へい	コンクリート造	15
	金属造	10
緑化施設		20

#### 〈車両・運搬具〉

用途	耐用年数
フォークリフト	4

#### 〈機械・装置〉

設備の種類	耐用年数
食料品製造業用設備	10
総合工事業用設備	6
運輸に附帯するサービス業用設備	10
ガソリン・液化石油ガススタンド設備	8
宿泊業用設備	10
飲食店業用設備	8
洗濯業・理容業・美容業・浴場業用設備	13
自動車整備業用設備	15
農業用設備	7

#### 〈器具・備品〉

用途	細目	耐用年数
家具 電気機器 ガス機器 家庭用品	事務机、事務椅子、キャビネット 主として金属製のもの その他のもの	15 8
	陳列だな、陳列ケース 冷凍機付・冷蔵機付のもの その他のもの	6 8
	ラジオ、テレビ、テープレコーダー	5
	冷房用・暖房用機器(エアコン)	6
	冷蔵庫、洗濯機その他これらに類する電気・ガス機器	6
	カーテン、座布団、寝具	3
	食事・厨房用品 陶磁器製・ガラス製のもの	2
	その他のもの	5
	電子計算機 パソコン(サーバー用のものを除く) その他のもの	4 5
	複写機、計算機(電子計算機を除く)、金銭登録機、タイムレコーダー その他これらに類するもの	5
事務機器 通信機器	インターホン、放送用設備	6
	ファックス	5
	電話設備その他通信機器 デジタル構内交換設備 デジタルボタン電話設備	6 6 10
	その他のもの	
	看板・広告器具	3
容器、金庫	看板・ネオンサイン	
	金庫 手提げ金庫	5
	その他のもの	20
理容、美容機器  医療機器	5	
	消毒殺菌用機器	4
	手術機器	5
	調剤機器	6
	歯科診療用ユニット	7
	光学検査機器 ファイバースコープ	6
	その他のもの	8

《令和 8 年度税額算出計算例(概算)》 **※** 下線部分の端数処理は、小数点以下第 4 位を四捨五入。

資産の名称	取得年月	取得価額	耐用年数	減価率	令和 8 年度評価額
舗装路面 (コンクリート敷)	R7 年 9 月	3,700,000 円	15 年	0.142	$3,700,000 \text{ 円} \times (1 - \underline{0.142} \times 1/2)$ $= 3,700,000 \text{ 円} \times 0.929$ $= 3,437,300 \text{ 円}$ (令和 8 年度評価額)
ルームエアコン	R6 年 2 月	700,000 円	6 年	0.319	$700,000 \text{ 円} \times (1 - \underline{0.319} \times 1/2)$ $= 700,000 \text{ 円} \times 0.840$ $= 588,000 \text{ 円}$ (令和 7 年度評価額) $588,000 \text{ 円} \times (1 - 0.319)$ $= 588,000 \text{ 円} \times 0.681$ $= 400,428 \text{ 円}$ (令和 8 年度評価額)

評価額の合計 = 3,437,300 円 + 400,428 円 = 3,837,728 円

= 決定価格の合計 = 課税標準額 (課税標準の特例を受ける資産がない場合)



1,000 円未満を切り捨てます。 3,837,728 円 ⇒ 3,837,000 円 (課税標準額)



税率をかけます。 3,837,000 円 × 0.014 = 53,718 円



100 円未満を切り捨てます。 53,718 円 ⇒ 53,700 円 (税額)

## 5 免税点

鉾田市内に同一人物が所有する償却資産の課税標準額の合計額が 150 万円未満の場合は課税されません。

## 6 過年度更正

今回の申告で、令和 7 年 1 月 1 日以前に取得又は除却していた、もしくは、訂正がある場合、申告している年度だけでなく、資産を取得された翌年度まで遡及することになります。ただし、地方税法第 17 条の 5 第 5 項の規定により、最大 5 年を限度とします。なお、遡って課税する年度の納期限は 1 回となります。

## 7 納期限

1 期(全期)	令和 8 年 6 月 1 日(月)
2 期	令和 8 年 7 月 31 日(金)
3 期	令和 8 年 12 月 25 日(金)
4 期	令和 9 年 3 月 1 日(月)

## **8 課税台帳の閲覧**

これまで申告された資産の一覧や、課税標準額、税額などを記した課税台帳の新年度分は、令和 8 年 4 月 1 日(水)からの予定で、鉢田市役所税務課・旭市民センター総合窓口グループ・大洋市民センター総合窓口グループにおいて、関係者に対して閲覧に供します。(土曜日・日曜日・祝日を除く。)

閲覧の際には、マイナンバーカードや運転免許証など、本人確認ができるもの(代理の方の場合は委任状)をお持ちください。

## **9 実地調査協力のお願い**

お持ちの資産を確認するため、地方税法第 353 条及び第 408 条に基づいて実地調査を行う場合、資料の提出や訪問調査をお願いすることがありますので、ご協力を願います。

また、地方税法第 354 条の 2 に基づき、所得税又は法人税に関する書類について閲覧を行うことがあります。上記の調査により更正が必要となった場合、資産の取得時期に応じて、現年度分を含め 5 年度分遡及して税額の再計算を行います。

## **10 非課税、課税標準の特例について**

地方税法や同法附則で規定する一定の要件に該当するものは、非課税や課税標準の特例が適用されます。該当すると思われる資産がありましたら、償却資産申告書(表紙)の備考欄及び種類別明細書(増加資産・全資産用)の摘要欄に、『非課税該当』又は『特例該当(適用条項)』と記入してください。

### **(1) 非課税**

地方税法第 348 条および同法附則第 14 条に規定する一定の要件を備えた償却資産は、固定資産税が非課税になります。

該当する償却資産を所有されている方は、「固定資産税非課税規定の適用申請書」をご請求の上、必要事項を記入し、非課税内容に係る資料とともにご提出ください。

### **(2) 課税標準の特例**

地方税法第 349 条の 3、同法附則第 15 条及び旧第 64 条に規定する一定の要件を備えた償却資産は、固定資産税が軽減されます。

該当する償却資産を所有されている方は、「固定資産税(償却資産)課税標準の特例に係る届出書」をご請求の上、必要事項を記入し、特例内容に係る資料とともにご提出ください。

◆課税標準の特例の対象となる償却資産(一部抜粋) ※ 法…地方税法、条例…鉾田市税条例

適用条項	特例対象資産等			特例率
法第 349 条の 3 第 2 項	一般ガス導管事業者(特別一般ガス導管事業者を除く。)が新設したガスの製造及び供給の用に供する償却資産			最初の 5 年度 1/3 その後の 5 年度 2/3
法第 349 条の 3 第 27 項 条例第 61 条の 2 第 1 項	家庭的保育事業の認可を得た者が直接当該事業の用に供する償却資産			1/2
法附則第 15 条第 25 項 条例附則第 10 条の 2 第 10 項～第 20 項	再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に規定する一定の再生可能エネルギー発電設備(令和 6 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日取得分)	太陽光発電設備 (10kW 以上)	1,000kW 未満 1,000kW 以上	最初の 3 年度 2/3 最初の 3 年度 3/4
		風力発電設備	20kW 未満 20kW 以上	最初の 3 年度 3/4 最初の 3 年度 2/3
		地熱発電設備	1,000kW 未満 1,000kW 以上	最初の 3 年度 2/3 最初の 3 年度 1/2
		バイオマス発電設備	10,000kW 未満 10,000kW 以上 20,000kW 未満 10,000kW 以上 20,000kW 未満 で一般木質・農作物残さ区分に該当するもの	最初の 3 年度 1/2 最初の 3 年度 2/3 最初の 3 年度 6/7
			5,000kW 未満 5,000kW 以上	最初の 3 年度 1/2 最初の 3 年度 3/4
			5,000kW 未満 5,000kW 以上	最初の 3 年度 1/2 最初の 3 年度 3/4
			5,000kW 未満 5,000kW 以上	最初の 3 年度 1/2 最初の 3 年度 3/4
旧法附則第 15 条第 44 項	中小事業者等が中小企業等経営強化法に規定する認定先端設備等導入計画に従つて取得した償却資産	賃上げ表明無し	令和 5 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日取得分	最初の 3 年度 1/2
		賃上げ表明有り	令和 5 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日取得分	最初の 5 年度 1/3
			令和 6 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日取得分	最初の 4 年度 1/3
		賃上げ表明有り(1.5%以上)	令和 7 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日	最初の 3 年度 1/2
		賃上げ表明有り(3%以上)	令和 7 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日	最初の 5 年度 1/4
法附則第 15 条第 43 項				

## 11 減免

災害その他の事故により著しく損傷した資産等、鉢田市税条例で定める要件を備えた資産は、申請により固定資産税が減免となる場合があります。詳しくは、お問い合わせください。

## 12 再生可能エネルギー発電設備(太陽光発電設備等)の取り扱いについて

太陽光発電設備等を遊休地や事業用家屋の屋根等に設置した場合、または、住宅用家屋であっても 10 kW以上の発電設備等は、事業用資産として固定資産税(償却資産)の課税対象となりますので、償却資産の申告が必要となります。

ただし、家屋として固定資産税の課税対象となっている建材型ソーラーパネルについては、申告の必要はありません。

また、一定の要件を満たす設備には、以下のとおり課税標準の特例が適用され、税負担が軽減されます。

### (1) 設置者及び発電規模別課税区分

設置者	10kW 以上の発電設備 (余剰売電・全量売電)	10kW 未満の発電設備 (余剰売電)	自家消費型※
個人(住宅用)	事業用資産となるため、 <u>課税の対象となり、申告が必要です。</u>	事業用資産とはなりませんので、 <u>課税対象にはなりません。</u>	
個人(事業用)	個人であっても事業用資産である場合は、発電出力量や全量売電・余剰売電・自家消費型にかかわらず <u>課税の対象となり、申告が必要です。</u>		
法人	事業用資産となるため、発電出力量や全量売電・余剰売電・自家消費型にかかわらず <u>課税の対象となり、申告が必要です。</u>		

※ 一般的に産業建物などに設置するものであり、固定価格買取制度認定を受けず、また電力会社などに売電せず、自己もしくは賃貸の工場や店舗などの電気料金などを直接消費(削減)するための設備

### (2) 特例適用に係る提出書類

課税標準の特例の適用にあたっては、償却資産申告書及び種類別明細書とともに以下の書類を提出してください。

○固定価格買取制度の認定を受けた風力・水力・地熱・バイオマス発電設備

①固定資産税(償却資産)の課税標準の特例に係る届出書

②再生可能エネルギー発電設備認定通知書の写し

○再生可能エネルギー事業者支援事業費に係る補助を受けて取得した太陽光発電設備

(固定価格買取制度の認定を受けた太陽光発電設備は、特例の適用がありません。)

①固定資産税(償却資産)の課税標準の特例に係る届出書

②再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金交付決定通知書の写し

### 13 生産性向上特別措置法による償却資産の課税標準の特例について

生産性向上特別措置法に基づき、中小事業者等(資本金1億円以下など)が、市の「導入促進基本計画」に沿った「先端設備等導入計画」の認定を受けて取得した新規の機械及び装置等について、一定の要件を満たす設備には、下記のとおり課税標準の特例が適用され、税負担が軽減されます。

#### (1) 特例措置の対象となる中小企業者等

租税特別措置法に規定する中小企業者及び中小事業者をいいます。

- ① 資本金もしくは出資金の額が1億円以下の法人
- ② 資本金もしくは出資金を有しない法人のうち、常時使用する従業員数が1,000人以下の法人
- ③ 常時使用する従業員数が1,000人以下の個人

#### (2) 対象設備の要件

○旧地方税法附則第15条第41項及び旧地方税法附則第64条に係る特例

下表の対象設備のうち、以下の要件を満たすもの

##### 【償却資産】

- ・要件①：生産性向上に資するものの指標が旧モデルと比較して年平均1%以上向上するもの
- ・要件②：生産、販売活動等に直接使用する設備であること
- ・要件③：中古資産でないこと

##### 【事業用家屋】

- ・要件①：新築の家屋であること
- ・要件②：家屋の内外に生産性向上(年平均1%以上)要件を満たす設備等が一体となって設置されること
- ・要件③：設置させる先端設備の取得価額が300万円以上であること

#### <対象設備>

資産の種類	取得価額	販売開始時期	取得時期
機械及び装置	160万円以上	10年以内	平成30年6月6日から 令和5年3月31日まで
測定・検査工具	30万円以上	5年以内	
器具及び備品	30万円以上	6年以内	
建物付属設備(償却資産として課税されるものに限る)	60万円以上	14年以内	令和2年4月30日から 令和5年3月31日まで
構築物	120万円以上	14年以内	
事業用家屋	120万円以上	-	令和5年3月31日まで

○旧地方税法附則第15条第44項及び地方税法第15条第43項に係る特例

下表の対象設備のうち、以下の要件を満たすもの

##### 【償却資産】

- ・要件① 年平均の投資利益率が5%以上となることが見込まれる、投資計画に記載された投資の目的を達成するために必要不可欠な設備
- ・要件② 生産、販売活動等に直接使用する資産であること
- ・要件③ 中古資産でないこと

<対象設備>

資産の種類	取得価額	取得時期
機械及び装置	160万円以上	(旧法附則第15条第44項) 令和5年4月1日から
測定・検査工具	30万円以上	令和7年3月31日まで (法附則第15条第43項)
器具及び備品	30万円以上	令和7年4月1日から 令和9年3月31日まで
建物付属設備(償却資産として課税されるものに限る)	60万円以上	

※ ファイナンシャル・リースは対象となります、オペレーティング・リースは対象外です。

(3) 特例適用に係る提出書類

課税標準の特例の適用にあたっては、償却資産申告書及び種類別明細書とともに以下の書類を提出してください。

○旧地方税法附則第15条第41項及び旧地方税法附則第64条に係る特例

- ①固定資産税(償却資産)課税標準の特例に係る届出書
- ②先端設備等導入計画に係る認定申請書の写し
- ③先端設備等導入計画に係る認定書の写し
- ④工業会等による、生産性向上に係る要件を満たすことの証明書の写し

(中小企業等経営強化法の経営力向上設備等及び生産性向上特別措置法の先端設備等に係る生産性向上要件証明書)

- 《リース資産で、リース会社が申告を行う場合に必要な追加書類》
- ⑤リース契約書の写し
  - ⑥公益社団法人リース事業協会が確認した固定資産税軽減額計算書の写し

○旧地方税法附則第15条第44項及び地方税法第15条第43項に係る特例

- ①固定資産税(償却資産)課税標準の特例に係る届出書
- ②先端設備等導入計画に係る認定申請書の写し
- ③先端設備等導入計画に係る認定書の写し
- ④認定経営革新等支援機関(商工会等)による投資計画に関する事前確認書の写し

《賃上げ方針を表明する場合に必要な追加書類》

- ⑤従業員へ賃上げ方針を表明したことを証する書面(写し)

《リース契約で設備を取得した場合に必要な追加書類》

- ⑥リース事業協会が確認した軽減額計算書、リース契約書の写し

■生産性向上特別措置法による支援の詳細については、中小企業庁ホームページでご確認ください。

(<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/seisansei/index.html>)

■先端設備等導入計画については、鉾田市商工観光課が窓口になります。

(<http://www.city.hokota.lg.jp/page/page005785.html>)

### III 債却資産の申告について

#### 1 申告していただく方

毎年 1 月 1 日現在、事業(製造業、販売業、建設業、サービス業、不動産業等のすべての事業)の用に供することができる債却資産を鉢田市内に所有している方、又は、これらの資産を鉢田市内で他に貸し付けている方です。

なお、申告済の資産に増減がない方も、申告書は必ず提出してください。

#### 2 申告の方法と提出書類

- はじめて申告される方 … 全ての債却資産を申告してください。

申告していただく方	提出書類			記入上の注意事項
	申告書	増加資産・全資産用	減少資産用	
初めて申告される方	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		所有者コードを記入してください
新たに事業を開始された方	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		所有者コードを記入してください
該当する資産がない方	<input type="radio"/>			債却資産申告書 18 備考欄に記載の 「3. 該当資産なし」に○を付けてください

- 前年度以前に申告された方 … 資産の増減を申告してください。

申告していただく方	提出書類			記入上の注意事項
	申告書	増加資産・全資産用	減少資産用	
増加した資産があった方	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		所有者コードを記入してください
減少した資産があった方	<input type="radio"/>		<input type="radio"/>	所有者コード及び抹消コードを記入してください
資産の増減がなかった方	<input type="radio"/>			債却資産申告書 18 備考欄に記載の 「2. 資産増減なし」に○を付けてください
該当する資産がない方	<input type="radio"/>			債却資産申告書 18 備考欄に記載の 「3. 該当資産なし」に○を付けてください
廃業・解散・廃止等された方	<input type="radio"/>			債却資産申告書 18 備考欄に記載の 「4. 廃業・解散・転出・移転等」に○を付けて、異動年月日を記入してください

※ 法人には特に決算期以降の増加・減少資産について、漏れのないようにご注意ください。

### 3 電算処理により、申告される場合

毎年度、全資産申告の形式が必要です。

### 4 電子申告(eLTAX)について

電子申告される場合、eLTAX のホームページ(<https://www.eltax.lta.go.jp>)により、電子証明書等の取得、利用の届出などの手続きを行った上でご申告ください。

なお、eLTAX による電子納税は利用できません。

※ eLTAX を利用して全資産申告をした場合、内容確認のため、後日、増加資産又は減少資産種類別明細書の提出をお願いすることがあります。お手数をおかけしますが、ご協力ください。

※ 技術的なお問い合わせは、地方税共同機構へお願いします。

電話 0570-081459 (左記でつながらない場合は 03-6745-0720)



eLTAX 公式ホームページ

### 5 個人番号又は法人番号の記載について

マイナンバー制度の開始に伴い、提出する償却資産申告書へ個人番号又は法人番号の記載が必要となりましたので、ご協力をお願いいたします。個人番号が記載された申告書をご提出いただく際は、番号法に定める本人確認(番号確認と身元確認)を行いますので、以下の確認資料をご用意ください。郵送で提出される場合又はご本人以外の方が提出される場合は、確認書類の写しを添付してください。

マイナンバーの記載がない場合でも、申告書は有効なものとして受理いたします。また、個人番号記載の申告書について、確認資料の不備等により本人確認ができない場合は、個人番号の記載がないものとして受理いたしますので、ご了承ください。

なお、eLTAX(電子申告)による申告の場合、本人確認資料の添付は不要です。また、法人番号を記載した申告書を提出いただく際も本人確認資料の添付は不要です。

《本人が個人番号の記載された申告書を提出する場合》

	番号確認資料	身元確認資料
窓口・郵送	<u>下記のうち 1 点</u> ・マイナンバーカード(裏面) ・通知カード(通知カードに記載された氏名・住所等が、住民票と一致しているものに限ります) 等	<u>下記のうち 1 点</u> ・マイナンバーカード(表面) ・運転免許証 等

《本人の代理人が個人番号の記載された申告書を提出する場合》

	代理権確認資料	代理人の身元確認資料	本人の番号確認資料
窓口・郵送	<u>下記のうち 1 点</u> ・委任状 ・税務代理権限証書 ・戸籍謄本(法定代理人の場合) 等	<u>下記のうち 1 点</u> ・代理人のマイナンバーカード(表面) ・代理人の運転免許証 等	<u>下記のうち 1 点</u> ・本人のマイナンバーカード(裏面) ・本人の通知カード(通知カードに記載された氏名・住所等が、住民票と一致しているものに限ります) 等

## 6 提出方法

鉢田市税務課固定資産税係へ持参されるか、郵送してください。(eLTAX による電子申告を除く)

郵送による申告で、受付印のある申告書控用紙が必要な場合は、申告書提出用紙と控用紙を別々に綴じた上で、切手を貼った返信用封筒を同封してください。 同封の無い場合は返送いたしかねます。

また、申告期限間近になりますと、申告書の提出が殺到しますので、返送にお時間をいただく場合があります。

## 7 申告に際しての注意事項

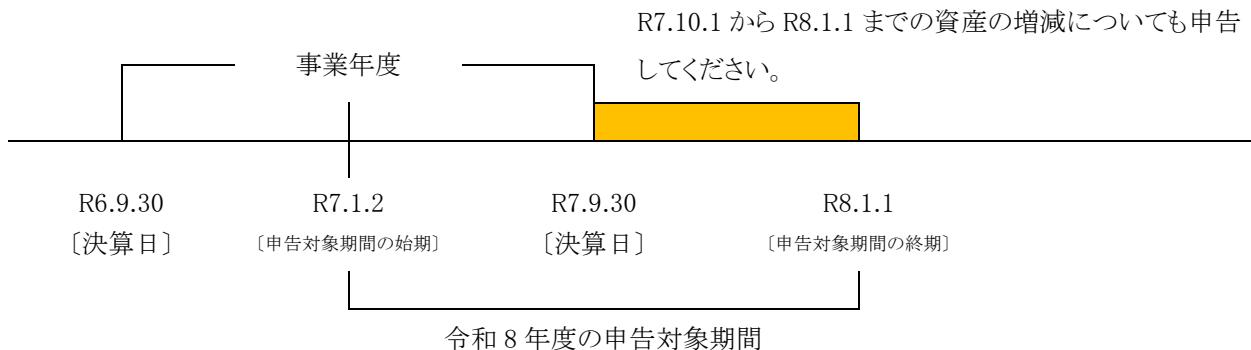
(1) 次の点に特に注意してください。

- ① 本年度の課税標準額が免税点未満になると判断される場合でも、申告してください。
- ② 法人成り・解散・事業所閉鎖等の場合は、その旨と異動年月を記入してください。
- ③ 私製様式での申告により、耐用年数等の訂正をされる場合は、訂正箇所を明記してください。
- ④ 改良費は本体部に加算せず、別個の資産として申告(耐用年数は本体部に同じ)してください。
- ⑤ 消費税の取扱いについて、税込処理の場合は税込価格を、税抜処理の場合は税抜価格を、それぞれ取得価額としてください。
- ⑥ 補助金等の交付を受けて取得し、圧縮記帳している資産については、本来の価格(圧縮しない額)で申告してください。

(2) 固定資産税の賦課期日(1月1日)と事業年度との関係

決算日から賦課期日までの資産の増減についても、申告漏れのないように注意してください。

〈例〉



(3) 申告義務違反に対する措置

正当な理由がなく申告されない場合は、地方税法第 386 条の規定により過料を科せられることがあるほか、同法第 368 条の規定により不足税額に加えて延滞金が徴収されることがあります。

また、虚偽の申告をされた場合は、地方税法第 385 条の規定により罰金等を科せられることがあります。

(4) その他

用紙の不足分については、鉢田市税務課固定資産税係に請求してください。

また、鉢田市ホームページからダウンロードすることができます。(裏表紙参照)

## 8 債却資産申告に関するQ&A

**Q 債却資産は、なぜ申告しなければいけないのですか？**

**A** 債却資産は土地・家屋のような登記制度がないため、地方税法第383条の規定により、所有者は毎年1月1日現在(賦課期日)の資産を申告する義務があります。

**Q 毎年、税務署へ確定申告していますが、市役所に申告しないといけないですか？**

**A** 申告が必要となります。税務署への申告は国税に関するもので、市役所への申告は固定資産税(債却資産)に関するものです。

**Q 資産の内容に変更がなくても申告しないといけないのですか？**

**A** 申告してください。債却資産申告書の右下の備考欄の「2 資産増減なし」の番号を○で囲んでください。

**Q 耐用年数を経過し、残存簿価1円まで減価償却が終わった減価償却資産も、固定資産税の課税対象である債却資産に該当しますか？**

**A** 法人税法又は所得税法上、減価償却が終わり残存簿価だけが計上されている資産についても、本来減価償却できる資産に変わりなく、その資産が事業の用に供することができる状態にあれば、固定資産税の課税対象となります。なお、評価額の最低限度額は、取得価額の5%に相当する額です。

**Q 近年業績不振による赤字が続いているため、当期の決算では減価償却を行わないとしました。このような減価償却を行っていない資産に対しても固定資産税は課されますか？**

**A** 現実に減価償却を行っていない資産であっても、本来減価償却が可能な資産であれば、固定資産税の課税客体となります。

**Q 共同住宅(アパート)を経営しています。債却資産申告の必要がありますか？**

**A** 申告の必要があります。アパートの外構工事や外周フェンス、駐車場のアスファルト舗装、屋外給排水設備等は債却資産の対象となります。

**Q 店舗を借りて事業をしていますが、内装や電気設備等の付帯設備の工事は誰が申告するのですか？**

**A** テナント等が取り付けた内部造作や電気設備等は、テナント側が債却資産として申告をしてください。

**Q 事業を廃業しました。債却資産の申告は必要ですか？**

**A** 申告が必要となります。債却資産申告書の右下の備考欄の「4 廃業・解散・転出・移転等」の番号を○で囲み、廃業日を記入してください。

**Q フォークリフトを購入しました。債却資産として申告する必要がありますか？**

**A** 道路運送車両法の適用を受ける自動車のうち大型特殊自動車については、債却資産の課税対象になります。自動車税の課税対象になる自動車、軽自動車税の課税対象となる原動機付自動車・軽自動車・小型特殊自動車については債却資産の課税対象にはなりません。

**Q リース資産は、申告対象になりますか？**

**A** 基本的にリース会社に申告していただきます。

ただし、リース期間終了後、無償で譲渡されることを条件に借りている場合や割賦販売の場合は、借主が申告することになります。

**Q 太陽光発電設備を設置しましたが、償却資産を申告する必要がありますか？**

**A** 遊休地や屋根の上などに設置し、事業用資産に該当する場合、償却資産の申告対象になります。

ただし、発電出力 10kW 未満の太陽光発電設備を個人が住居用の屋根の上などに設置し、発電された電気を自分の住まいの電気に充て、残った電気を電力会社に売却する場合は、事業用資産に該当しないため、申告は不要です。また、太陽光パネルを家屋に一体の建材(屋根材)として設置されている場合、家屋の評価対象になるため、申告は不要です。申告の対象となる方は、13 頁「12 再生可能エネルギー発電設備(太陽光発電設備等)の取り扱いについて」をご覧ください。

**Q 先端設備等導入計画の認定前に取得した設備は、特例措置を受けることができますか。**

**A** 本特例措置の対象設備は、先端設備等導入計画の認定後に取得することが必須です。計画の認定前に取得した設備は特例措置を受けることができません。

**Q 年の途中で閉店等した場合、償却資産の固定資産税はどうなりますか。**

**A** 固定資産税は、土地・家屋と同様に償却資産についても毎年 1 月 1 日現在(賦課期日)所有している方に課税されます。このため、年の途中で閉店等したとしてもその年の固定資産税の納付をお願いします。

**Q 中古資産を取得した場合、申告時の耐用年数はどのようにしたらよいですか。**

**A** 耐用年数は、原則として法定耐用年数によりますが、中古資産を取得した場合、残りの使用可能期間を見積り、これを耐用年数とすることができるため、その「見積耐用年数」で申告していただくことになります。なお、見積りが困難な場合は、次の簡便法によって求めることができます。

(イ) 法定耐用年数の全部を経過した中古資産

$$\text{残存耐用年数} = \text{法定耐用年数} \times 20\%$$

(ロ) 法定耐用年数の一部を経過した中古資産

$$\text{残存耐用年数} = (\text{法定耐用年数} - \text{経過年数}) + \text{経過年数} \times 20\%$$

※ 1年未満の端数があるときは切り捨て、2 年に満たないときは 2 年にします。

**市税の納付には便利な口座振替を**

市税を指定口座から自動的に振り替えて納めることができます。

**【取扱金融機関】** 常陽銀行、筑波銀行、東日本銀行、水戸信用金庫、茨城県信用組合、ほこた農業協同組合、茨城旭村農業協同組合、ゆうちょ銀行 の本店・各支店

**【申込手続き】** 預金通帳及び通帳印をご持参の上、専用の申込用紙でお申し込みください。

※ 申込用紙は、鉾田市内金融機関に備え付けてあります。鉾田市外の金融機関でお手続きいただく場合は、事前に市役所収納課まで申込用紙をご請求ください。





令和 8 年度  
資 所 有 者 コ ード

種類別明細（減少資産用）

記載不要

資産の種類 行番号	抹消コード	資産の名称	取得年月 年 月	取 得 価額 十億 千円	耐 用 年 度 年 数	申 告 年 度 年 数	減少の事由及び区分		摘要
							1 売却 2 減失 3 移動 4 その他	1 全部 2 部分	
01	2	1234	研磨機	1 S 63 5	1 500 000	12	1 2 3 4	1 2	
02	2	1357	スポット溶接機	1 H 10 6	400 000	12	1 2 3 4	1 2	
03	2	2468	タイムレコーダー	1 H 22 7	230 000	5	1 2 3 4	1 2	令和6年7月減少
04	6	5678	コピー機	1 H 23 8	500 000	5	1 2 3 4	1 2	当初取得価額1,600,000円(数量3)のうち、500,000円(数量1)分が減少
05							1 2 3	1 2	
06							1 2 3	1 2	
07							1 2 3 4	1 2	減少理由及び区分について 該当を○で囲んでください。
08							1 2 3 4	1 2	前年削除却や、一部除却など、特記事項が あれば記載してください。
09							1 2 3 4	1 2	減少の区分が「2一部に該当する場合に、 次の例のように記載してください。 <例> 当初取得価額1,600,000円(数量2)の うち、500,000円(数量1)分が減少
10							1 2 3 4	1 2	
11							1 2 3 4	1 2	
12							1 2 3 4	1 2	
13							1 2 3 4	1 2	
14							1 2 3 4	1 2	
15							1 2 3 4	1 2	
16							1 2 3 4	1 2	
17							1 2 3 4	1 2	
18							1 2 3 4	1 2	
19							1 2 3 4	1 2	
20							1 2 3 4	1 2	
							小計	4	2,630,000

## 記載例

固定資産税（償却資産）課税標準の特例に係る届出書

令和8年1月12日

資産の種類の番号を記載		(申告者)	
例) 1 ← 構築物 2 ← 機械及び装置		住所 〒 311-1592 茨城県鉾田市鉾田1444-1	
3 ← 船舶 4 ← 航空機 5 ← 車両及び運搬具		氏名 鉾田株式会社 代表取締役 鉾田 太郎	
6 ← 工具、器具及び備品		電話 0291 - 33 - 2111	
地方税法		取得年月日 年号 年 月 H. 平成 R. 令和	
		取得価額 年数 耐用年数	
		根拠条文	
		備考	

税法附則第 15 条第 25 項の規定の適用を受ける償却資産について、次のとおり別紙書類を添付して届け出ます。

※「〇〇設備一式」などのように、特例対象資産と特例対象外資産をまとめて記載せず、それぞれ区分して記載してください。

※この届出書とともに、通知書や認定書など特例対象資産だと判断できる書類の写しを添付してください。

償却資産申告書・種類別明細書の様式が  
鉾田市ホームページからダウンロードできます。

鉾田市ホームページ「償却資産申告のお知らせ」に「償却資産申告書」「種類別明細書」（エクセル形式）等を掲載していますので、必要な方はダウンロードしてくださるようお願いいたします。

ホームページに掲載されている様式で申告される方で控えが必要な場合は、2枚印刷していただきか、コピーをお取りくださいるようお願いいたします。

## 鉾田市ホームページ「償却資産申告のお知らせ」

<http://www.city.hokota.lg.jp/page/page000433.html>



ホーム > くらし・手続き > 税金 > 固定資産税 > 償却資産申告のお知らせ

### チェックシート

提出前の確認にご活用ください。

	項目	チェック欄
1	住所・氏名・電話番号は記載されていますか？	
2	個人番号、又は法人番号の記載はありますか？	
3	『種類別明細書（増加・全資産用）』の資産種類・名称等・取得年月・取得価額・耐用年数・増加事由に記載漏れはありませんか？	
4	『種類別明細書（減少資産用）』の資産種類・資産コード・名称等・取得年月・取得価額・耐用年数・減少事由及び区分に記載漏れはありませんか？	
5	摘要欄に修正内容等の記載はありますか？	
6	電算処理方式の場合、全資産の種類別明細書は添付されていますか？	
7	控えのご返送を希望される場合、切手を貼った返信用封筒を同封されていますか？	

申告書を郵送される場合の宛先として、ご利用ください。

〒311-1592

茨城県鉾田市鉾田 1444 番地 1

鉾田市役所 総務部

税務課 固定資産税係 行